

北九州市空き家リノベーション促進事業補助金(住宅型)交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市場での流通が滞っている空き家を取得して新たに自らが居住するために改修工事を行う者に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、空き家の活用を促進し、もって空き家の増加を抑制することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいう。
- (2) 空き家 居住その他の使用がなされていないことが常態である住宅をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金（第4号を除き、以下「補助金」という。）の交付対象者（以下「補助金交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 北九州市内にある空き家を売買により取得した者で、新たに自らが居住するために改修工事を行うものであること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と補助事業に係る契約をしないこと。
- (5) 第5条に規定する補助金の交付対象工事（以下「補助対象工事」という。）について、他の補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の交付対象空き家)

第4条 補助金の交付対象となる空き家は、次に掲げる要件を全て満たす空き家とする。

- (1) 昭和56年6月1日以後に工事着手した住宅又は建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添の建物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第1第1号若しくは第2号の規定による評価の結果地震に対して安全な構造であると判断された住宅であること。
- (2) 共同住宅（長屋を除く。）以外の住宅であること。
- (3) 北九州市立地適正化計画で定める居住誘導区域内に存する住宅であること。
- (4) 北九州市が運営する空き家バンクに登録されている空き家又は当該空き家バンクに登録している事業者により不動産情報サイト（不動産情報をインターネット上で一般に公開しているウェブサイトをいう。）に登録されている空き家で、当該空き家バンク又は当該不動産情報サイトに登録されてから1年以上経過していること。

(補助対象工事)

第5条 補助対象工事は、市内業者（北九州市内の個人事業者又は北九州市内に本店を有する法人事業者をいう。以下同じ。）が請け負って行う次に掲げる工事（簡易な工事を除く。）とする。

(住宅型)

- (1) 内外装（壁、床、天井、屋根等）及び基礎部分の改修工事
- (2) 建具（扉、窓等）の改修工事
- (3) 上下水道設備、ガス設備及び電気設備の改修工事
- (4) その他市長が認める改修工事

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、補助対象工事に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の相当額に3分の1を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）又は住戸1戸当たり100万円（補助金交付対象者（移住及び定住を目的として、北九州市が実施する補助金の交付決定を受けた者を除く。）が次のいずれかに該当する場合は、150万円）のいずれか低い額とする。

- (1) 1年以上継続して北九州市外に居住している者で、補助対象工事の完了後北九州市内に転入するものであること。
- (2) 次条の規定による補助金の交付の申請の時点において北九州市内に転入して2年以内の者で、当該転入の日前1年以上継続して北九州市外に居住していたものであること。

(補助金交付対象者の認定等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象工事に着手する前に、別に定める補助金交付対象者認定申請書に関係書類を添えて、市長に補助金交付対象者の認定を申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金交付対象者の認定の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を行った者（以下「認定申請者」という。）を補助金交付対象者と認定することが適当と認めたときは、別に定める補助金交付対象者認定通知書により、認定申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による審査により認定申請者を補助金交付対象者と認定することが不適当と認めたときは、その理由を付記した別に定める補助金交付対象者不認定決定通知書により認定申請者に通知するものとする。

(補助金交付対象者の変更認定等)

第8条 前条第2項の規定による補助金交付対象者の認定（以下「補助金交付対象者認定」という。）を受けた者（以下「補助金交付対象者認定者」という。）は、補助金交付対象者認定に係る申請の内容を変更するときは、軽微なものを除き、速やかに、別に定める補助金交付対象者認定変更申請書に関係書類を添えて、市長に補助金交付対象者認定の変更を申請しなければならない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による補助金交付対象者認定の変更の申請の場合について準用する。

(補助金の交付決定等)

第9条 補助金交付対象者認定者は、別に定める期間内に、別に定める補助金交付申請書に関係書類を添えて、市長に補助金の交付を申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、別に定める補助金交付決定通知書により当該申請を行った補助金交付対象者認定者（以下「補助金交付申請者」という。）に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査により補助金を交付することが不適当と認めたときは、補助金の不交付を決定し、その理由を付記した別に定める補助金不交付決定通知書により補助金交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の変更決定等)

第10条 前条第2項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更するときは、軽微なものを除き、速やかに別に定める補助金交付変更申請書に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による交付決定の変更の申請の場合について準用する。

(完了報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して7日又は当該完了の日の属する年度の2月10日のいずれか早い日までに、別に定める完了報告書に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別に定める補助金額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求等)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、別に定める補助金交付請求書に関係書類を添えて、補助金額確定通知書で定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助事業者に対して補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の使途に使用したとき。
- (3) 第3条に規定する要件を満たさないことが判明したとき。
- (4) その他市長が不適當と認める事由が生じたとき。

2 市長は、補助対象工事を請け負った市内業者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したときは、交付決定を取り消すことができるものとする。

3 前2項の規定は、第12条の規定による補助金の額の確定があった後においても適當があるものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の規定に基づき交付決定を取り消したときは、別に定める補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第15条 補助事業者は、事情により補助事業を中止し、又は廃止するときは、速やかに、別に定め

る補助金交付申請取下げ書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金交付申請取下げ書の提出があったときは、交付決定を取り消すものとする。
- 3 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(事務の代行)

第16条 第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条、第13条第1項及び前条第1項に規定する申請等の事務は、第三者に代行させることができる。この場合において、当該第三者に申請等の事務を代行させようとする者は、別に定める申請等事務代行届を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第17条 市長は、第12条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、別に定める補助金返還命令書によりその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、第14条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、別に定める補助金返還命令書によりその返還を命ずるものとする。
- 3 前2項の期限は、補助金返還命令書を発した日から20日を超えない範囲で定めるものとする。

(検査等の実施)

第18条 市長は、補助金の交付に関し、必要に応じて補助事業の検査、関係機関への照会等を実施することができる。

- 2 市長は、前項の検査、照会等を行った結果、補助事業が適切に行われていないと認める場合には、適切に行われるよう補助事業者に指導するものとする。この場合において、補助事業者が当該指導に従わないときは、交付決定を取り消すことができる。
- 3 第14条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(関係法令の遵守等)

第19条 補助事業者は、補助事業を実施するにあたり、法令等を遵守するとともに、関係機関と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

(書類の整理)

第20条 補助事業者は、補助金の使途に関する領収書等の関係書類を整理し、交付決定を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第21条 第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項及び第10条第1項の規定にかかわらず、市長は、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請等を行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項及び第10条第1項に規定する書面等により行われ

たものとみなす。

- 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

(協力)

第22条 市長は、補助事業者に対し、次に掲げる内容について協力を求めることができる。

- (1) 北九州市が実施する空き家の活用に関すること
(2) 補助金の交付対象空き家が存する地区のコミュニティ活動に関すること

(その他)

第23条 補助金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）第7条、第9条から第14条まで、第17条及び第20条から第23条までの規定を準用する。

(委任)

第24条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市戦略局長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

この要綱は、令和6年9月2日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年 月 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の北九州市空き家リノベーション促進事業補助金交付要綱により交付された補助金については、なお従前の例による。